

2022年5月26日

中国電力株式会社代理人 末国陽夫様 松村和明様

上関原発を建てさせない祝島島民の会  
代表 清水 敏保

## 令和4年4月27日付け文書についての見解

貴職が令和4年4月27日付けで送付された文書(以下、「4.4.27文書」という)についての当会の見解は次のとおりです。

### 1. 「ボーリング調査の違法性」について

ボーリング調査の実施に祝島漁民の自由漁業への損失補償が必要であることは貴職も認めておられます。

この点について、当会は、ボーリング調査に伴う損失補償がなされておらず、調査は違法である旨、主張していますが、貴職は、4.4.27文書において、次のように記されています。

当社はこれまでも重ねて海上ボーリング調査が違法なものでないことなどをご説明しており、貴会におかれましては和解条項を遵守していただきたいと考えますが、依然として双方の主張は平行線の状況であると認識しています。

しかし、当会は、「双方の主張は平行線の状況である」とは認識しておりません。

ボーリング調査に伴う損失補償についての論争の経緯は、次のとおりです(中国電力の文書を「中電文書」として青字で、祝島島民の会の文書を「祝島文書」として黒字で記します)。

#### ◇ボーリング調査に伴う損失補償についての論争の経緯

##### 1. 2019.12.10 中電文書1

①2000年補償契約で自由漁業も含め一括して補償した。

##### 2. 2019.12.16 祝島文書1

①2019年12月～2020年1月にボーリング調査を実施することを2000年に如何に予測したのか。

②予測できたとしても、漁業補償額を如何に算定したのか。

③自由漁業を営む祝島漁民は2000年当時と2019年では一致していない。

④包括的補償は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に反している。

##### 3. 2021.8.27 中電文書2

①地裁において祝島島民の会と中電との間で2014年6月11日に和解が成立している。

和解条項: 中電が埋立工事を再開したときや調査等を実施するときは、祝島漁民は工事・調査等を妨害しない義務(不作為義務)を負う。

##### 4. 2021.9.10 祝島文書2

①ボーリング調査に伴う損失補償は支払われておらず、同調査は違法行為となっているの

で不作為義務を負うはずがない。

#### 5.2021.9.28 中電文書3

①「中電文書1」①と同じ(2000年補償契約で補償したのでボーリング調査は適法である)。

#### 6.2021.10.1 祝島文書3

①制限補償のうちの期間制限補償(漁労制限補償)は、水域及び期間を特定して、その水域・期間に漁業を営めなくなることに対する損失補償であるが、2000年補償契約における期間制限補償は、どのような期間を設定して補償したのか。

#### 7.2021.11.4 中電文書4

①「中電文書①」と同じ(2000年補償契約で補償したのでボーリング調査は適法である)。

#### 8. 2021.10.1 祝島文書4

①電源開発等に伴う損失補償基準細則(以下、「細則」)によれば、制限補償は次の算定式で算出されるが、2000年補償契約では制限期間を如何に設定したのか。

$$(R/r) \times \alpha \times \{(1+r)^n - 1\} \div (1+r)^n$$

$\alpha$ :被害率 漁業権の行使が制限されることにより生ずる純収益の平均減少率

$n$ :制限期間年数

#### 9. 2022.1.14 中電文書5

①2000年補償契約は、「調査ならびに発電所の建設および運転」といった長期間を前提に約定しているから、このたびのボーリング調査も含まれる。

②ボーリング調査については2000年補償契約で祝島漁民の同意を得た。

#### 10. 2022.3.11 祝島文書5

①永久制限補償には期間特定が必要ないが、期間制限補償には期間特定が必要。

②ボーリング調査について2000年補償契約で祝島漁民の同意を得たのなら、なぜ一般海域占用許可申請書の「利害関係人の同意」の項にその旨記し、補償契約書を添付しなかったのか。

以上の経緯を整理すると、貴職は、調査が違法でないことを主張しようと、中電文書3、4においては「2000年補償契約で補償したのでボーリング調査は適法である」との説明を繰り返されていましたが、祝島文書3,4において「ボーリング調査に伴う補償は期間制限補償(漁労制限補償)であるが、2000年補償契約で期間を如何に設定したのか」と問われ、中電文書5において、「2000年補償契約は、『調査ならびに発電所の建設および運転』といった長期間を前提に約定しているから、このたびのボーリング調査も含まれる」との説明をされました。

それに対して、当会は、祝島文書5において「温排水等についての永久制限補償(漁場価値減少補償)とちがって、ボーリング調査に伴う補償は期間制限補償(漁労制限補償)であり、期間の特定が必要」と反論しています。

したがって、「双方の主張は平行線の状況である」とはとうてい言えず、それどころか、貴職は、ボーリング調査に伴う補償が永久制限補償であることを論証し得ない限

り、これ以上、「ボーリング調査が適法である」と主張し続けることができなくなっています。

## 2. 「和解条項の遵守」について

当会は、既に2021年9月10日付け祝島文書2において和解条項の存在自体は認めたくて、「違法な調査に対して不作為義務を負うはずはありません」と主張しています。

これに対して、貴職は、調査が違法でないことを主張しようと、中電文書3,4,5において説明を試みられましたが、1に述べた通りの経緯をたどっており、したがって、貴職は、ボーリング調査に伴う補償が永久制限補償であることを論証し得ない限り、これ以上、「和解条項の遵守」を主張し続けることもできなくなっています。

## 3. 「裁判所における話し合いの要望」について

貴職は、4.4.27文書において、前掲引用文に続けて、次のように記されています。

(……依然として双方の主張は平行線の状況であると認識しています。)当社としましては、円満な解決に向けて話し合いをしたうえで海上ボーリング調査を実施したく、上述した貴会のご主張に係る点も含め、裁判所において相互に確認する機会を設けることを考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

しかし、1に述べたとおり、「双方の主張は平行線の状況である」とはとうてい言えず、次には、貴職が、ボーリング調査に伴う補償が永久制限補償であることを論証するか、さもなければ、ボーリング調査が違法であることを認めるかの選択を迫られています。

したがって、まずは、その選択を書面で明らかにされるよう要請いたします。

また、祝島文書5に記しましたように、当会としては、和解条項の存在を確認するだけの話し合いには何の意義も見出すことはできず、広島高裁平成19年6月15日判決についての当会の見解を確認したり、当会が抱いている疑問点(事実誤認や漁業法・公有水面埋立法に係る疑問点)についてご教示・ご説明いただけたりする機会になるのであれば意義を見出せません。

したがって、貴職にも同席される裁判官にもその旨ご了解いただかなければ、裁判所における話し合いの必要性を感じられません。

以上のように、

- ① 貴職が、ボーリング調査に伴う補償が永久制限補償であることを論証するか、さもなければ、ボーリング調査が違法であることを認めること
- ② 広島高裁判決についての当会の見解を確認したり、当会が抱いている疑問点についてご教示・ご説明いただけたりする機会とすることを貴職及び裁判官に了解していただくことの二つの条件が満たされれば、話し合いに応じることを検討したいと思っております。

以 上